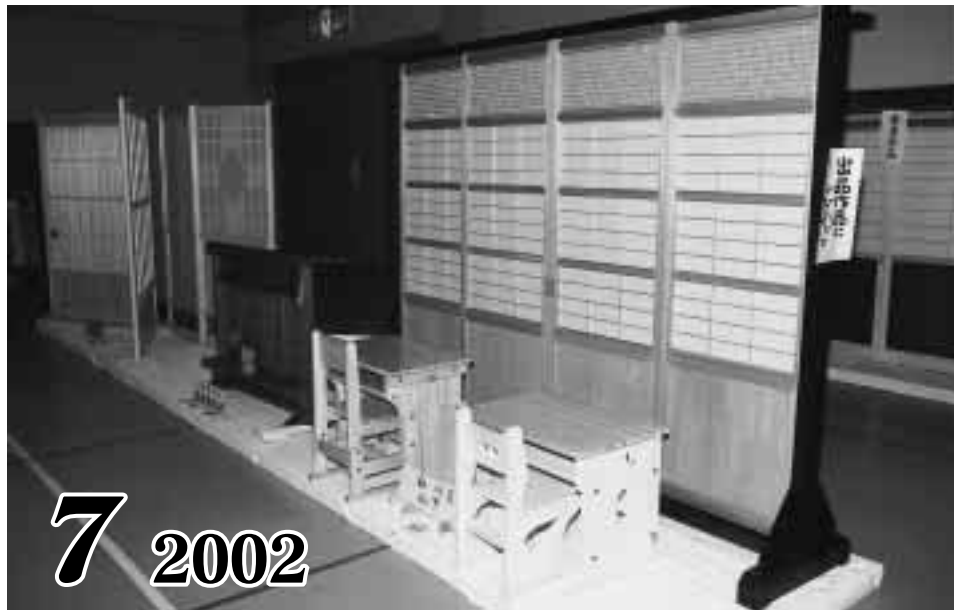


◆『姫街道400年祭』

(平成14年4月~11月)開催中。中山道沿線地域にて各種イベント実施。



7 2002

第33回岐阜県優良建具展示会

(記事・6頁)



岐阜県 中小企業団体中央会
 岐阜市藪田南5丁目14番53号
 岐阜県県民ふれあい会館12階
 毎月15日発行
 購読料 年間1,500円(1部125円)
 発行人 森本安彦
 事務局直通電話
 管理調整 ㊦A058-277-1100(代)
 広報振興 ㊦A 058-277-1101
 組織指導 ㊦A 058-277-1102
 調査労働 ㊦A 058-277-1103
 情報企画 ㊦A 058-277-1104
 事務局FAX番号 058-273-3930

||||| **主な記事** |||||

中央会 理事会開催 全国大会要項岐卓案など決まる 2~5
 長良川温泉旅館協 喜多郎リゾート案内、県建具工業協(建具展示会開催) 6
 海外レポート(トコ州) 7 五月の景況調査 8 支所だより 9
 事務局だより 10 大日本土木関連の県融資制度 11
 二〇〇二年暑中見舞い広告 13、19



「日本とアジア」の三つの軸を好循環させるため、「六つの戦略」を提案している。

わが国産業の国際競争力の現状は、自動車、機械や一部の部品・素材産業等において今なお強い競争力を保持しているものの、総体として九〇年代に大きく後退した。

その原因は何か。国内経済の長期低迷もさることながら、土地担保力を重視して事業資金が融資される時代から、投資から得られる収益力の大きさが重視される金融資本時代へと変化、世界市場の一本化が進む中で、世界的規模での産業大再編が進んで、競争優位の源泉が「工場等における作業効率向上」から「差別化、独自性追求」へと変化したことが挙げられる。こうした変化に対し対応が遅れたことが原因と言われている。

競争力強化に六つの戦略

産業競争力戦略会議

このほど、経済産業大臣の私的懇談会である産業経済戦略会議が中間取りまとめを策定・公表した。この中で、「技術と市場」、「製造業とサービス業」、「わが国を高付加価値拠点化する」技術革新(イノベーション)を生み出し、それを成長産業の勃興、潜在的需要の開拓、産業競争力の強化につなげる。【競争力ある企業を伸ばす】企業の選択と集中、産業の再編を促すとともに、企業活動を支える基盤インフラを強化し、高コスト構造の低減を図る。【サービス経済化と雇用機会の拡大を図る】サービス経済化、創業・新事業の促進、労働移動の円滑化により人的資源の最適配分の実現を図る。

【内外の資本・頭脳を誘致する】国富を生み出す内外の人材や企業の機能を国内に惹き付ける。【東アジア自由ビジネス圏を形成する】東アジアとの経済連携の強化をわが国の経済成長の原動力とする。【二十一世紀の新市場を創出する】需要が拡大する経済構造をつくる。

産業競争力を高めるため、政府全体として迅速な「実行」が望まれる。

これらの視点を踏まえて、産業競争力戦略会議中間取りまとめでは、経済活性化・競争力強化に向け、次の六つの戦略プランを提言している。

専門委員会・部会委員など決まる 全国大会要望事項・被表彰者の承認も

新役員での理事会開催

岐阜県中央会は、役員改選後の新役員による理事会(役員会)を六月十九日(ケルン)岐阜で開催した。議題は、中央会顧問・相談役・参与の選任、部会及び専門委員会の委員委嘱、新規加入組合の承認、第54回中小企業団体全国大会の要望事項(岐阜県案)とりまとめ、同大会被表彰者の推薦、の五議題について審議し、各議題とも承認された。



新役員による理事会・社会長あいさつ

「この理事会は、第47回通常総会において選任され、就任した新しい顔ぶれで開催。」

辻正会長は、「サッカーのW杯で日本は残念ながら負けてしましたが、我々中小企業は途中で負けるわけにはいかない。このブームで日本経済を支えていただけたら

と思つし、中小企業も底力を発揮してがんばっていただきたい」とあいさつ。

中央会顧問・相談役・参与の選任では、中央会の選任規程に基づき選任。今後の中央会活動等について助言・指導を受けることとなった。

また、会長の諮問機関である、総合・金融税制・商業・労働などへの専門分野による「専門委員会」の委員も決め、各分野に関する諸課題などについて協議していく。事業協同組合や商工組合など、組合種類別の諸問題を協議する「部会」についても正副部会長を決めた。

『第54回中小企業団体全国大会(埼玉県大会)への要望事項(岐阜県案)のとりまとめに

ついては、20の要望を審議。この要望事項は、七月四日に石川県で開催された東海・北陸ブロック事務局代表者会議において岐阜県案(二丁五頁参照)として提出した。

その他、岐阜県地域県民部県民政策室の河合清明参事兼室長が『NPO法人について』と題し、NPO法人(特定非営利活動法人)の設立認証状況などについて説明。NPO法人への認識を深めるとともに、普及促進のためのPRを行った。

五組合等が新規加入

平成14年4月26日から6月18日までの新規加入組合等は次のとおり。()内は代表者名、所在地、組合員(会員)数

- 株式会社ギフライス(玉木 壽代表取締役、岐阜市、173名)
- 西友アパレル協同組合(松岡 政美理事長、池田町、4名)
- 岐阜ミートアンドデリカ協同組合(鈴木鐵男理事長、岐阜市、4名)

顧問・相談役・参与 (敬称略)

- 【顧問】(三名)
- 梶原 拓(岐阜県知事)、高田 藤市(岐阜県議会議長)、井上孝二(岐阜県中小企業団体中央会・前会長)
- 【相談役】(九名)
- 長屋 栄(岐阜県農林商工部 商工局長)、川島秀雄(岐阜県織維協会・会長)、足立幸太郎(社団法人岐阜ファッション産業連合会・理事長)、籠橋久衛(岐阜県陶磁器産業連盟・会長)、神山公(岐阜県紙業連合会・会長)、小川信也(岐阜県機械金属協会・会長)、北村 育(岐阜県木工連合会・会長)、武藤昭三(岐阜県プラスチック工業組合・顧問)、安江政弘(岐阜県食品産業協議会・会長)
- 【参与】(二名)
- 吉田明史(商工中金・岐阜支店長)、原 敏(岐阜県信用保証協会・理事長)

専門委員会 (敬称略)

- 総合専門委員会 (担当: 管理調整チーム)
- 担当副会長: 加藤智子 委員: 高橋敏博 副委員長: 井上 上恵太堀 雅夫 渡邊克郎 委員: 大野秀穂 加藤光男 曾根利彦 武山 徹野口千寿雄 堀部 正勝 森本繁司 横山清進 田口

日出生

金融税制専門委員会 (担当: 組指導子一)

担当副会長 戸島一博 委員 角田 惇 副委員長 川島誠之

後藤利夫 脇田一夫 委員 雁部晋吉 坂崎三千敬 杉山正裕

福井郁夫 宗広達也 森賢一 若尾芳司 塚本六美

商業専門委員会 (担当: 広報振興子一)

担当副会長 河野直喜 委員 大塚滋治 副委員長 坂崎義雄

永井泰雄 村木登義 委員 今井達雄 今尾一壽 奥村誠一

藤垣 孟 堀 克己 毛利静雄 渡辺幸彦 山岡利安

技術専門委員会 (担当: 組指導子一)

担当副会長 岡本太右衛門 委員 大松利幸 副委員長 安藤日出武 大久保為芳 東方

喜之村瀬恒治 委員 安藤明 北村正敏 小石裕司 砂田信博

玉樹成三 松波俊宣 溝口武嗣

労働専門委員会 (担当: 調査労働子一)

担当副会長 加藤愛之輔 委員 岩田仲雄 副委員長 青木貞夫

兼松誠吾 小西輝幸 旗政廣 委員 岩井三千昭 楓和夫

下平 治 服部 昇 本田行雄 丸山輝城 田中 稔

情報専門委員会 (担当: 情報企画子一)

担当副会長 関 道朗 委員 老田正夫 副委員長 加藤都喜男

高木雄一 野田豪一 林 初彦 委員 小木曾 洋 島 秀太郎

白石仲七 滝 多賀男 竹中芳弘 辻 守重

前田修平 和田繕長 宇佐見 潤

中央会 部会 (敬称略)

事業協同組合部会

部長 岩井三千昭 副部長 今井達雄 坂崎三千敬 竹中芳弘

信用組合部会

部長 杉山正裕 副部長 前田修平

企業組合部会

部長 杉山正裕 副部長 前田修平

部会 辻 守重 副部長 宗広達也

部会 小木曾 洋 副部長 福井郁夫

部会 森本繁司 副部長 楓 和夫

商店街振興組合部会 部長 森 賢一

副部長 大塚滋治

第54回 全国大会

国等への業界要望事項 (岐阜県案)

総合

1. 中小企業対策予算及び連携組織対策等について

わが国経済は、長期不況下にあつて個人消費の低迷、民間設備投資の減少に歯止めがかからず、倒産件数、完全失業率を月を追つて更新するなか、中小企業の景況は一段と厳しさを増している。

このような状況の中で、中小企業が相互に経営資源を補充し、競争力を強化し、その経営基盤を強固なものにしていくためには、自ら主体的に持ち前の活力を発揮し、経営革新や創業・新事業展開に積極的に取り組むとともに、組合を始めとする中小企業連携組織に参画し、中小企業が相互に補充することは勿論であるが、経営の革新を図ることが最も重要であるため、平成十五年予算編成に当たっては、次の項目に配慮すること。

中小企業対策予算について
中小企業が、経営革新や創業、新規事業の創出に積極的に取り組む、わが国経済のダイナミズムの源泉としての役割を現実にも果たしていくためには、国等のきめ細かな配慮と財政的支援が必要である。特に、まちの起業家の創業・新事業への挑戦を促す環境整備と、いたん破綻した経営者が再度起業することができる環境整備に特段の配慮をされたい。

また、現下の厳しい経営環境の中で、中小企業(組合等)の補助事業のさらなる受益者負担の強化は行わないこと。
中小企業連携組織対策と中央会指導体制について
産業構造の急速な変化等により増大する中小企業の組織化ニーズ(緩やかな連携を含む)に対応するため、中小企業連携組織対策予算を拡充するとともに、中小企業の多様なニーズに対応できるよう研修の充実による指導員の資質向上を図るほか、連携政策の推進の核となつていく中央会がその指導及び支援機能を十分に果たせるよう支援予算の拡充を図ること。

2. 中小企業向け官公需の増大について

国が例年、閣議決定をする、中小企業者に関する国等の契約の方針に定められた措置事項の完全実施に努めることにも、官公需の中小企業向け発注を大幅に増額すること。
また、地方公共団体を含めた各発注機関に対して、中小企業者に対する受注機会の増大を図るため、官公需適格組合を初めとする中小企業組合の積極的な活用を促進すること。

3. 海外市場進出・市場開拓事業の支援策の拡充・強化について
「内需拡大」・「経済のグローバル化」は中国・東南アジア等から大量に安価な製品が流入するなど中小零細規模の事業者が集積している地域産業に、深刻な打撃を与えており、業種によっては、「セーフガード」の申請が検討されている。

国内市場(いつ限られた市場での競争は限界に達しており、円高以降大幅に減少した海外市場に再挑戦することが、貿易立国「日本の原点であり、これを支援する補助事業の一層の拡充を図ること。具体的には、海外市場に進出するためのマーケティング調査、海外見本市への出展、海外アンテナショップの出店、海外販売ルートの開拓を行うための支援の充実・強化を図ること。

4. 中小企業組合士の地位向上について
全国中小企業団体中央会が、昭和四十九年度より実施している、中小企業組合士制度は、組合事務局の資質向上を図るとともに中小企業組合の活力ある発展と企業の育成に寄与している。

しかし、他の資格制度に比べ、社会的認知度も低い。現在のような厳しい経済環境の中で、中小企業者が生き延びてゆく上で組合組織が果たす役割はますます重要であり、組合士の期待も重要になつてきている。

このため、中小企業組合士の社会的地位の向上と、更なる資質向上並びに組合士制度促進のため、「中小企業組合士制度」を国の認定制度にする等にも助成策を講じること。

5. 商工組合に対する県知事権限の拡大について

商工組合の所管は主務大臣の委任を受けて県知事が行っているが、団体法102条の2第3項に基づく省令により商工

組合

組合

組合

組合

組合

組合の名称、事業及び組合員資格に関する定款変更は地方経済産業局の協議事項となっており、許可可事務を一貫して委託することにより、事務手続きの簡素化並びに県知事への権限拡大を図ること。

また、団法施行法令第十条第二項により、県域を超えない商工組合に対する権限は県知事に委譲されているものの、一部の業種においては主務大臣の所管となつており、しかし、現下の地方分権の時代において、全業種の業種について知事権限に委譲された。

6. 経営革新支援法に係る「経営革新計画」及び「経営基盤強化計画」の弾力的運用について

経営革新支援法に基づく各種支援策を期待するための「経営革新計画」策定にあたって、付加価値額が三年から五年計画で、九%から十五%の目標伸び率を求められているが、現下の厳しい経済環境において、その達成は困難であり、その目標伸び率の緩和を図られた。

なお、同計画が承認を得られた場合は、各種支援策が容易に受けられるよう、関係支援機関に適切な指導を行うこと。

また、「経営基盤強化計画」を策定するに当たっては、業界全体の改善発達を図るための組織である商工組合が積極的な活用を図られるよう組合に対し後援するとともに、必要に応じて政策的支援を強化すること。

7. 創業、経営革新支援のための中小企業組合制度の改善について

廃業率が開業率を上回り、完全失業率も高水準で推移している中、わが国経済の活性化を図るためには、創業の一層

の促進が極めて重要な政策課題である。創業の促進については、組合等の中小企業連携組織による取組みが特に期待されることであるが、特に、失業者の雇用の確保、女性・高齢者の能力や経験等の活用などの観点から、個人が最低資本の制約なしに比較的容易に有限責任の法人を立ち上げることが出来る企業組合を中心とする中小企業組合制度の積極的な活用が図られる必要がある。

このため、中小企業組合制度について次のような制度の改善を図ること。

企業組合の従事比率 1/3・組合員比率 2/3 の緩和等

組合事業の広範な支援・協力体制の構築のための準組合員制度の創設

最少組合員数 四人 三人の引上げ

出資制限 25% 35%の緩和及び出資配当限度年 一割の引上げ

決算書類や議事録の電磁的方法による作成を認めるなど IT を活用した組合運営を一層広範に認めるための改善等を行うこと。

8. 中小企業倒産防止共済制度の貸付金額の拡大について

平成十三年度は倒産件数及び負債総額ともに戦後、一番の高水準となつたことから、現行の中小企業倒産防止共済制度の掛金積立限度額三百一十万円は据え置き、国の財源を補填し、貸付金額の増大を図られた。

9. 新たな金融保証制度の創設について

前年度、中小企業の担保余力の減退により、国において売掛債権担保融資保証

制度が創設されたが、借入企業の信用力等の観点から本制度を利用しにくい状況にある。

したがって、平成十年度に実施され平成十三年三月三十一日までの期限措置として実施された、中小企業経営安定化特別保証制度的な金融保証制度を創設された。

10. 税制の抜本見直しについて

政府及び与党は、経済財政諮問会議、政府税制調査会及び自由民主党税制調査会において、六月を目途に今後の税制の基本的な方向についての検討を進めているが、その取りまとめについてはわが国の雇用創出や地域経済の活性化の源泉である中小企業が将来に向けて積極的な事業展開を図り、その活力を維持・増進させ、経営基盤を強化することができるよう、次の事項に配慮されたこと。

法人事業税の外形標準課税導入については、依然として厳しい経済環境にあることから中小企業に配慮し、景気回復に目途がつくまで導入しないこと。

創業促進のため、現行のレジスタ税制の拡充等を図ること。

第一創業ともいってべき世代への事業承継を円滑にするため、相続税・贈与税の税率の引下げ及び税率構造の緩和と事業用資産に対する相続税の大幅な軽減(例えば五年前後の事業継続を条件として課税対象額の五割程度の軽減、相続時まで贈与税の納税を繰り延べる生前相続特例等)など、中小企業の事業承継税制の充実・強化を図ること。

空洞化が叫ばれている国内産業の活

性を促進する見地から、試験研究費が増加した場合等の税額控除(平成十五年三月三十一日)、中小企業投資促進税制(平成十六年三月三十一日)、中小企業新技術体投資促進税制(平成十五年三月三十一日)など促進する税制の特別措置の期限がそれぞれ迎えるため、恒久的に延長すること。

法人課税について、中小企業の軽減税率の適用所得限度額を引き上げること。

消費税について、一部に税率の引上げ論が出ているが、景気が低迷している状況下では、税率の見直しは行わないこと。

中小同族会社の留保金課税制度について全面的に廃止すること。

商業・流通

11. 中小商業の活性化について

中小商業の活性化を図るため、IT を活用した新業態開発や製・配・販の連携・協力による新しい商品開発、サービス販売方法の提供等のためのビジネスモデルの開発の支援をはじめ、新たな事業の創出・IT サービスの展開に向けての支援策を一層充実させること。

また、中心市街地及び商店街等商業集積のメソッド機能を強化するため、その活力の源泉である個店の競争力の強化に対する支援(専門アドバイザーの派遣等)をはじめ、商店街等が行う、空き店舗・空き地の取得や分散店舗の集約化等、市街地空洞化対策、公共交通機関・駐車場等交通アクセスの整備、バリアフリー化の推進、待機児童向けの保育サービス施設等の設置、NPO、大学、地域住民団体等の連携などに対する

総合的な支援を強力に推進すること。

労働

12. 中小企業の労務対策の充実について

(一) 今日就業形態の多様化の更なる進展を背景に、パートタイム労働者の存在意義が単なる補助的、短期的な労働者という位置付けから主戦力的な労働者と考え、中小企業者が増加している。これに対応し、パートタイム労働者の円滑な確保を図るため、パートタイム労働者に対する所得税等の非課税限度額を大幅に引き上げること。

(二) 雇用情勢が依然として低迷する中で、中小企業における雇用のマッチングを解消し、職業者等の職業能力を向上するための、職業訓練制度の拡充強化及び中小企業の実践的な人材育成にもつながるインターンシップの促進等を行うこと。

13. 外国人技能実習生に対する社会保険等の適用緩和について

外国人研修生が全国的に受け入れられている中、現在、研修生から実習生に移行すると事業主と雇用契約を結び日本人と同じように雇用保険、厚生年金等社会保険に加入しなければならぬ。しかし、実習制度は一年間の期限で、実習生は帰国することとなるため、事業主及び実習生には社会保険・労働保険の掛金は負担となり、適用除外とすること(厚生年金も帰国してからの手続きで返還は可能であるが、本人掛金の割割が戻されるだけである)。

14. 雇用対策等の充実強化について

完全失業率が5%を超える高水準で推移するなど、雇用情勢が依然として厳しい状況にあることから、雇用面のセーフ

「タイム」に万全を期するとともに、以下の施策の早期実現を図ることが必要である。

失業者の増加に伴い、雇用保険財政が逼迫している中で、昨年春から雇用保険の失業等給付に係る保険料を引き上げたばかりであるにも拘わらず、料率も含めた制度の見直しが進められているが、何よりも、関係行政「ト」と業務全体の大規模な見直し、給付内容の洗い直し及び雇用保険三事業の内容の再検討等を軸に据えて対処すべきであり、企業の「ト」要因となる事業主負担保険料率の再引上げは行わない。

雇用関係の各種助成制度においても、中小企業が有効に活用できるように、引き続き要件の緩和、手続きの簡素化等を行うこと。

15. 最低賃金及び産業別最低賃金の見直しについて

最低賃金制度については、地域別最低賃金が全国的に整備、適用されて定着をみているが、これに屋上屋を架する産業別最低賃金は廃止する。

また、地域別最低賃金については、現実の厳しい経済実態を考慮し、毎年諮問され、引き上げられているれまでの下方硬直的な運用を見直すこと。

16. 組合等情報化促進施策の充実について

日本経済の構造改革が叫ばれている中、中小企業においても、中国等発展途上国からの輸入品の急増、また、海外生産移転の増大等、経営革新を迫る環境が毎々強まり、製品開発、生産、物流、流通の効

率化取引決済方法の改革等新しい経営の構築、さらには第一創業など、新たな取り組みが求められている。

これらの取り組みには、ITを活用することが最も有効である。IT革命と言われる中、大手、中堅企業ではITを高度に活用し、画期的に経営効率を高めた事例が増え、また、「タイム」を活用した「コンピュータ」も出て来ている。

しかし、中小企業の現状は「コンピュータ」の導入は進んでいるが、活用のレベルが低く、経営革新の具体的な効果は結構着いたことである。IT活用は経営革新の情報システムを導入することは、産業革命レベルの新しい取り組みであり、中小企業としては大きな力が必要で、これまでにその対応が遅れている。

このため、中小企業のIT対応を促進するため、次の組合等情報化助成策の一層の充実強化を図る。

(一) 中小企業情報創発強化支援事業は、組合、中小企業等の利用「ト」が高くなり、組合、中小企業等の「タイム」活用、情報「ト」活用への取り組みを支援し、大きな成果をあげている。

これらの組合等の取り組みの充実を図り、また、広範な組合に普及するため、現在「コンピュータ」作成に対する助成が事業費の3分の2補助となっているが、少なくとも初期組に対しては定額補助にするなど、本事業の一層の充実を図る。

(二) 中小企業等の情報化を促進する対策の一環として、中小企業等の身近な情報事例として、また、体験の機会としての効果が大きい「タイム」設置等情報化促進のための「コンピュータ」設置等情

報システム導入に対する助成金制度を設けること。

また、今年度スタートした、中小企業等のIT活用への具体的な取組を助成するIT活用型経営革新事業の運用では補助率を上げることも、中小企業等が活用し易い弾力的な運用に配慮すること。

17. 中小企業の積極的なIT対応のための支援の強化について

中小企業にとって、急速に進展しているIT活用による経営基盤強化や新ビジネスの挑戦が極めて重要な経営課題となっている。特に、平成十五年度を目標として進められている電子政府・電子自治体の確かな対応は喫緊の課題である。

しかし、大企業等に比べ、資金、人材、技術力等に制約のある中小企業においては、最新の情報通信技術の対応は必ずしも十分とはいえず、「デジタルデバイス」(情報力格差)がさらに拡大すれば、中小企業に期待される経済発展の「タイム」も損なわれかねない状況にある。

このため、「中小企業IT化推進計画」の着実な実現など、機動的、かつ重点的な支援の展開が必要であり、とりわけ中小企業が急速に展開している電子商取引等に円滑に対応するためには、組合等の中小企業連携組織を活用した取組みが効果的であることから、以下の取組みについて一層の支援強化を講ずる。

組合等の中小企業連携組織による「アプリケーション・ソフトウェア」構築、中小企業が電子商取引等に対応する上で必要となる人材育成策の拡充

行政の情報化や電子商取引等に必要中小企業向けの低料金で簡易な電子認証システムの整備及び普及、IT活用による総合的な中小企業向けの官公需情報の迅速な提供、電子政府・電子自治体の実現に伴う中小企業者のPR等普及策の拡充、高速、かつ、安価なネットワークインフラの整備、急速に増加しているコンピュータ犯罪やコンピュータウイルス等セキュリティ対策の強化

18. アシスタッドバイザーの創設について

現在の経済状況は、政府関係機関で考えられる現状よりさらに悪化しており、容易ならざる事態である。かねてより、「この状況に対して中小企業対策として政府は「タイム」を準備し、中小企業の発展を支える柱としているがその内容は、雇用であり、金融である。

しかし、われわれ協同組合を五十年に亘り築いてきた経験から、まさに、協同組合「タイム」の役割を担うべきであるとの結論に達した。各業界における状況を詳しく知るのは、その業界の協同組合である。

平成十一年に中小企業基本法の政策理念が改正され、弱者は淘汰され、強き者が勝ち組として生き残ることが正しいの考えが一般的となってきた。しかし、「勝ち組」はほんのわずかであり、全てが負け組となりつつある状態になっている。それは、主として中国を始めとする低賃金国の「タイム」攻勢があり、また、生

産会社の海外移転などが影響していることと、その一因となっている。

これらの対応策として、新産業育成や高「ト」経営の克服等に役立てるため協同組合機能の見直しも必要であると考え、次のような措置を講じられた。近年、大企業等「ト」上された優秀な人材を活用し、国費に「ト」した人材を協同組合の「アシスタッドバイザー」として配置し、組合で課題となっている分野の専門家に今までの経験、専門知識を活用し、組合の課題・問題点に対する確かなアドバイスを「ト」する人材を派遣できる制度を創設すること。

19. 環境保全等に対する補助金等の確立について

環境負荷の軽減対策が、地球規模の課題となり、廃棄物問題が大きくクローズアップされ、廃棄物の資源化、リサイクルが広く求められている中で、当業界においても、このことに努力を重ね、平成十二年四月より刃物の研磨「ト」(年間、千二百ト)を、二百度以上昇温可能な電気炉で溶解し、製鋼、一定の形状の製品建設資材)又は「ト」は路盤材等にすべく展開中である。

これは、これらの取り組み(事業)に「ト」の補助金制度の確立を講ずること。

20. 研修生受入組合の受入れ人数枠の拡大について

現行研修生受入組合の組合員企業の受入れ人数枠の拡大を図ること。

現行研修生受入組合の組合員企業の受入れ人数枠の拡大を図ること。

7月は『暴走族追放強化月間』です。

8月17・18日

喜多郎コンサート開催

岐阜長良川温泉旅館協

喜多郎長良川コンサート実行委員会(事務局:岐阜長良川温泉旅館協同組合)伊藤善男理事長(長)は八月十七日(土)から二日間、『喜多郎コンサート』長良川を奏でる』を開催します。

このコンサートは、今年が鶴飼一三〇〇年を迎えることから、記念行事として行われるもので、シンセサイザー奏者の喜多郎氏により音と光で観客を魅了する企画となっています。

喜多郎氏は、NHK特集『シルクロード』、NHKスペシャル『四大文明』や映画のテーマ音楽などを手がけ、数々のアルバムを発表するなど活発な音楽活



『喜多郎長良川コンサート』パンフレット

お問い合わせは、実行委員会事務局・TEL〇五八(二二六)〇〇一五まで。ホームページ・http://www.nagaraga-wa.org

動を続けており、世界的に認知されています。

会場は岐阜市長良川畔の特設会場(長良橋上流)河川敷の野外ステージ)で、入場無料。開催時間は、両日とも十九時から二十一時までの二時間ですが、コンサート内容は異なります。

なお、小雨決行ですが、長良川増水時は中止となります。コンサート終了後、鶴飼を観覧できるプランもあり、また、岐阜長良川温泉旅館協同組合ホームページ上からホテル・旅館の宿泊の料金確認と予約もできます。

伝統技術と新素材の建具披露

県建具工業協・優良建具展示会

岐阜県建具工業協同組合(竹中芳弘理事長)は、六月八日から三日間、『第33回岐阜県優良建具展示会』をセラトピア土岐で開催した。

県内の四十七事業所が五十五点を出展。出展内容は、伝統技術を駆使した木製美術工芸建具、実用性・流通性のある木製建具、金属や新素材を取り入れた建具の三部門。七日の審査会では、全二十五点が選ばれた。なお、上位五点と主な入賞者は次のとおり。



優良建具展示会・表彰式

中部経済産業局長賞 木寺木工所(揖斐支部) 中部森林管理局長賞 山田指物店(不破支部) 岐阜県知事賞 丹羽木工所(岐阜支部) 岐阜県議会議長賞 郡上八幡工芸たにくち

ご案内 『定年退職後の生涯生活設計セミナー』

定年等により退職が予定されている方々を対象に、退職後の生活の大きな変化に円滑に対応していくため、より充実した生活ある豊かなライフスタイルとなるよう必要な心構えや、知識・情報などを提供し理解を深めていただきます。

【日時・会場】 大垣会場 平成14年9月20日(金)、9時~16時45分、大垣フォーラムホテル 岐阜会場 平成14年9月27日(金)、9時~16時45分、長良川ホテル 【講義テーマ】 定年退職をどうとらえるか(9時25分) 10時10分、「高齢者のための身近な経済」(10時20分~11時40分) 「厚生年金のあらましと受給の

(郡上支部) 土岐市長賞(株)末永製作所(揖斐支部) 岐阜県中小企業団体中央会会長賞 早川建具店(恵北支部) 全国建具組合連合会会長賞 袖浦建具店(高山支部) 岐阜県建具工業協同組合理事長賞 指又長屋木工所(山県支部)、(有)力ネサシ産業(高山支部)、正村家具(岐阜支部)

【受講対象者】 定年退職前・50歳代後半層、性別不問(夫婦歓迎)。

【定員】 岐阜会場: 60人、大垣会場: 60人

【参加費】 七千円(テキスト代昼食代等)

【お問い合わせ】 社団法人岐阜県雇用開発協会(岐阜市数田南1 11 12 TEL: 〇五八(二七二)三二五、FAX: 〇五八(二七六)三〇二六)

海外駐在員レポート

米国ユタ州の人材育成

岐阜県ユタ州駐在員 池戸 克成



「能力主義」「結果重視」の米国雇用環境

日本では不景気に伴う高失業率を背景に、雇用の維持・創出を目的として一人あたりの労働時間を短縮し雇用を分かち合う、いわゆる「ワークシェアリング」の導入が注目を浴びている。国、連合、日経連による政労使検討会議においても先の3月、ワークシェアリングの推進で基本的に合意し、今後具体化に向けた動きが活発化する見通しである。

一方、米国ではワークシェアリングのような概念は基本的に存在しない。能力のある者が仕事と富を得る社会であり、官民を問わず、いつでも解雇され得るという社会である。

米国で生き残り、成功するためには結果が全てであり、そのためには自らの能力・価値を常に高める努力を怠らないことが求められている。

米国で生活しようとする者はこのような厳しい雇用環境に身を投じるわけだが、自らの力を高めるためにどのような機会を社会は提供しているのか、ユタ州の例を紹介する。

教育熱心なユタ州

ユタ州は、優秀で豊富な労働力を提供する州ということで各種格付け調査でも常に上位にランクされている。2000年には労働者教育において全米3位という評価を得ている。州政府は総支出の4割を義務教育及び高等教育関連に費やしており、識字率、高校卒業率、大学進学率・卒業率、大学院進学率など教育関連の各種統計でも全米トップレベルを維持している。

企業の労働力確保をサポート ～「技能訓練制度」の魅力～

州政府が実施する人材育成事業の柱として興味深い事業がある。「カスタム・フィット・プログラム」と呼ばれる技能訓練制度である。これは州外からの企業誘致及び州内既存企業の業務拡張を促進するための事業でもあり、特定の企業が必要とする能力を持った労働力を企業に提供するため、州政府がその企業のニーズに合った職業訓練を計画・実施するとともに、経費も全額州が負担する。企業にとっては人材育成経費を削減できる魅力ある制度である。

企業への就職希望者は州と企業の双方による面接等が行われ訓練生が選定される。訓練場所は大学や州立の特定技術訓練学校が通常であるが、企業内施設でも可能であり、訓練内容や訓練者など企業の希望を最大限考慮した形で実施される。訓練終了後に訓練生は企業に採用されることになる。最近では、年間約400社前後がこの制度を活用しており、年間2万人程度が訓練を受けて

いるという。業種では製造業関連会社が大部分を占め、情報関連、サービス部門と続いている。

大学は自己研鑽の場

米国にはコミュニティ・カレッジと呼ばれる地域の2年制大学が至る所にある。ここでは、卒業後に4年制大学へ進学を目指す高校を卒業したての学生もいれば、主婦や年配の学生、留学生まで実に様々な人が学んでいる。提供するカリキュラムも一般教養から職業・技能関連、趣味的なものまで幅広い。学位取得が可能な一方で、個人ニーズに合った短期間の訓練コースのみを受講し修了証書を得ることもできる。やる気さえあれば、年齢を問わず、学び自らを高める機会が自分の住む地元で用意されているのである。

またユタ州には、ユタ大学など全米でも非常にレベルの高い4年制総合大学があり、高度な知識・技術を身に付ける機会を提供している。研究開発や企業への技術移転などでも優れたプログラムを有し、数多くの実績を残している。

ユタ州では、2000年の個人所得に占める高等教育関連支出が全米でトップであり、州民の教育への関心の高さがわかる。

インターンシップで自分を売り込む大学生

大学生には在学中にインターンシップによる職業経験の機会が民間会社、公共機関を問わず提供されている。賃金の支払いの有無や大学での単位取得の有無もまちまちのようだが、教室で学びながら仕事を体験し自らを高められるという点で、多くの学生が将来を見据えた活動を行っている。卒業後そのまま就職というケースもあることから、企業にとっても有望な人材を見極める機会となり有益なわけである。

その仕組みは、受け入れ機関が校内で広告等により募集し、それに応募する方法が一般的だが、学生が自ら希望する会社等へアプローチし自分のスキルを売り込む方法も珍しくないようである。

新たな雇用・就業形態の構築を

ユタ州政府に勤務し5ヶ月になるが、この短い間に多くの職員が解雇される現実を目の当たりにしている。州政府も経済の落ち込みによる収入不足で事業や組織・人事を大胆に見直しており、民間企業、公職を問わず実力社会の厳しさを痛感している。

日本では新たな雇用・就業形態を模索している。大きな経済社会の変化に合わせて、既存の概念や手法・システムなどを見直すことが生き残りのためには必要なのかもしれない。米国のやり方を全て真似ることがよいとは思わないが、優良な事例を参考とし、日本の社会・風土・文化に合ったシステムを作り出していく姿勢が大切だと感じている。



高度な教育機会を提供するユタ大学

東濃
支所だより



TEL/FAX 〇五七二・一五・〇八六五
E mail: chuokai@quartz.com.ne.jp
多治見市東町一・九・三(美濃焼センター)
三利勝支所長 後藤 諭 板津朱里

「合併」を考える

東濃西部の三市一町(多治見市、土岐市、瑞浪市、笠原町)は、二〇〇五年一月の合併をめざし、事務局がセラトピア土岐内に置かれ、合併協議会もこの七月十五日に第一回協議が行われるなどようやく重い歯車が動き出した。

この三市一町は、美濃焼を地場産業として発展してきた。この東濃地域へ何度も講師としてお迎えした明治大学の百瀬先生は、「東濃市」として合併すべきことを提案されていたが、この地域には多くの陶磁器関連組合が地域毎にあり、中でも陶磁器メーカーの組合は、十四産地に分類されて存在している。最盛期と比較するとメーカー数は約半数に減少している現状において十四の産地毎に組合運営を行うことは容易ではなく、いずれも厳しい運営を余儀なくされており、組合の合併が議論されるようになった。

ここで一つ確認すべきは、「このままでは組合の運営が厳しいから合併を」と言つのは、組合の役員論の論理であり、組合員の組合に対する価値観とはかけ離れていないか、ということである。つまり、「組合は不要、メリットがない」と思う組合員が多いのではないか。

したがって、組合組織を合併してでも、存続を図る意義、組合の必要性、役割を明確にし、「組合員のための組合」として存在意義を確立できる合併でなければならぬ。単なる合理化では、やがて同じ課題に遭遇することとなる恐れがある。合併を検討するにあたっては、組合運営、事業を構築するビジョンが必要であることをご理解いただきたい。組合自らの経営の革新を期待するものであります。その支援については、本会も最も重要であると認識している。

飛騨 支所だより



TEL/FAX 〇五七二・三四・四〇〇〇
E mail: chuokai@quartz.com.ne.jp
高山市天満町五・一・二(高山米穀駅前ビル内)
松野信一 支所長 武田亨・安田真也

高山市内を走るロンドンバス

高山市

高山市内にある、飛騨高山美術館が購入した、世界に二台しか残っていない二階建てロンドンバスが市内を巡回している。

真っ赤な車体に新世紀をイメージした「二〇〇一」のナンバープレートが目を引くこのバスは、市内の「高山陣屋跡」や

「飛騨国分寺」等の観光名所を巡りながら、JR高山駅と同美術館を結ぶシャトルバスが運行されている。

このバスは、世界に二台しかなく残りの一台は製造元であるスコットランドの博物館に展示されており、購入に際し、車輛

のサイズ(高さ四段、幅一・五段、長さ九段)が日本の基準に合わないため、中部運輸局に保安基準の緩和を申請し、様々な基準をクリアして認可を得た経過があった。

館長さん曰く、「この由緒あるバスは、高山の町並みによく似合う。きつと伝統ある町高山の観光に寄与するはず」と話している。

『CADセミナー』ご案内

企業技術者向け実践的研修

【3次元測定】

DS4060による3次元測定応用 8月21(水) 23日(金) 10時~17時 受講料四万二千円 定員五人

【3次元CAD ハイエンド】

金型設計 樹脂金型設計 8月26(月)・27(火) 10時~17時 受講料四万円、定員五人

航空機業界向けCATIA

V4 基礎 8月27(火) 30日(金) 10時~17時 受講料六万円、定員五人

【2次元CAD】

2次元CAD 基礎 8月28(水)・29(木) 10時~16時 受講料一万九千円、定員十人

【試作加工】

FDM3000によるRP 実技研修 8月3日(金) 10時~17時 受講料一万二千円、定員五人

◆『ふれあい』対話が築く 明るい社会 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。



中央会ホームページ URL http://www.chukokai.gifu.or.jp/ Eメール info@chukokai.gifu.or.jp

「大日本土木関連中小企業者 相談窓口」を設置

大日本土木(株)が七月五日に民事再生法の適用申請を行いました。岐阜県では、緊急の融資等の相談に応じるため、七月八日より農林商工部経営支援室内(本庁10階)及び各地域農林商工事務所産業労働課内に「大日本土木関連中小企業者融資等相談窓口」を設置しました。また、融資制度については、「岐阜県中小企業資金融資制度」(11頁参照)

中央会会費納入のお願い

中央会では、先の『第47回通常総会』にて会員の皆様方に「承認をいただきました「平成十四年度会費」につきまして、岐中第四六五号・七月八日付け文書にて会費のご請求をさせていただきますました。会員各位におかれましては、厳しい経済環境の折、誠に恐縮に存じますが、九月末日までに納入いただきますようお願い申

環境安全規制法等への取り組み支援 中小企業総合事業団

中小企業総合事業団では、中小企業者の環境安全規制法等への取り組みを支援するため、講習会の開催など、各種情報提供を行っています。

《岐阜県での講習会》【テーマ・開催日時】 『化学物質管理対応講習会』化学物質の安全管理とPCB廃棄物の適正処理の推進』 9月24日(火)・13時~17時 『容器包装リサイクル法対応講習会』 9月26日(木)・13時30分~16時【会場】両日とも、県民ふれあい会館302会議室

【対象者】 中小企業者及び中小企業支援機関等の担当者【参加費】 無料【お問い合わせ・参加申込み】 (財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部 05-8(二七七)一〇八四

また、法律の規制内容等を解説したパンフレットを各支援機関に設置しているほか、中小企業総合事業団の専門員が無料で、電話等での質問や相談にお応えしています。

《お問い合わせ先》 中小企業総合事業団 情報・技術部 環境・

安全等対策室 03(五四七〇)一五二七 URL http://www.w.jasmec.go.jp/kanky/index.htm

「暑中見舞い」のお礼

このたび、岐阜県中小企業情報(七月号・第五一三号)の「暑中見舞い」に、多数のご協賛・ご協力賜り、誠にありがとうございました。今後とも、ご協力いただきますとともに、本紙のご愛読をお願い申し上げます。

また、会員組合の皆様方の取り組みに関する情報提供もお待ちしております。(広報振興チーム)

ウェール岐山

第11回岐阜県教育改革懇談会 県立華陽フロンティア高校(校)

26日 (社)岐阜県情報産業協会第1回通常総会・研修会(長良川ホテル)

エンタープライズ岐阜第2回調整会議(県民ふれあい会館)

28、29日 (社)岐阜県電機工業会第26回通常総会・視察研修(蒲郡市)

六月中

4日 第1回エンタープライズ岐中・ワンストップサービス研修会(県民ふれあい会館)

5日 岐阜県建設関連業団体部会第25回定例会(県民ふれあい会館)

6日 岐阜県眼鏡商業協会のディスタクラブ講演会(県民ふれあい会館)

7日 岐阜県食品産業協議会第26回通常総会(グランヴェール岐山)



13日 岐阜県中小企業組合士協会・第25回通常総会(ホテルパーク)

19日 中央会・理事会(グラン

岐阜県中小企業資金融資制度の概要

大日本土木^(株)と取引を行っている中小企業者・組合が経営の安定に支障を生じる場合、次の資金がご利用いただけます。

経済変動緊急対策特別資金

1. 経済変動対策特別資金

【対象要件】景気低迷、親事業者のリストラにより経営状況が悪化、次のいずれかに該当する場合。

最近3ヶ月の売上が2～4年前同期比15%以上減少かつ前年同期比10%以上減少している。

最近6ヶ月の売上が2～4年前同期比10%以上減少かつ前年同期比5%以上減少している。

親事業者との取引額が全体の20%以上を占め、将来3ヶ月の売上が15%以上又は将来6ヶ月の売上が10%以上減少する見込み。

直近の単年度決算で欠損が生じ、経営の安定に困窮している。

【資金使途】運転・設備資金

【融資限度額】個人・会社・組合：8,000万円(うち運転資金 4,000万円)

【償還(据置)期間】運転資金：7年(1年)以内、設備資金：10年(1年)以内

【融資利率】年0.8%(信用保証付きの場合も同率)

【保証料】年0.5%(必要により)

2. 関連倒産防止特別資金

【対象要件】倒産企業に対し50万円以上の債権を有し、倒産企業に対する取引依存度が20%以上であるか、経営の安定に支障をきたすと認められること。

【資金使途】運転資金

【融資限度額】個人・会社・組合：4,000万円

【償還(据置)期間】運転資金：7年(1年)以内

【融資利率(信用保証付に限る)】(年0.8%)

【保証料】年0.5%(すべて必要)

3. 小規模企業特別小口緊急資金

【対象要件】所得税(法人税)事業税又は所得割りのある県民税若しくは市町村民税のうちいずれかを1年間完納している場合。

【資金使途】運転・設備資金

【融資限度額】個人・会社・組合：1,250万円

【償還(据置)期間】運転資金：7年(1年)以内、設備資金：10年(1年)以内

【融資利率(信用保証付に限る)】(年0.8%)

【保証料】年0.4%(すべて必要)

中小企業振興支援資金

1. 経営安定資金

【対象要件】特に要しない

【資金使途】運転・設備資金

【融資限度額】個人・会社・組合：6,000万円(うち運転資金4,000万円)

【償還(据置)期間】運転資金：7年(1年)以内、設備資金：10年(1年)以内

【融資利率(信用保証付)】年1.4%(年1.2%)

【保証料】年0.7%(必要により)

<相談窓口>

岐阜県農林商工部経営支援室、各地域農林商工事務所産業労働課、岐阜県信用保証協会、岐阜県中小企業団体中央会、市町村、商工会議所・商工会

<融資申込み先>

県下各普通銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、県信連、農業協同組合
融資申込みは、金融機関所定の方法にてお申し込み下さい。

事業主・事業主団体の皆様方へ
『育児・介護雇用安定助成金』のご案内

～「仕事」と「家庭」の両立をバックアップします～

1. 事業所内託児施設助成金 労働者のための事業所内託児施設の設置費・運営費・増築費又は保育遊具等購入費に係る費用の一部を助成します。

【設置費】費用の2分の1、限度額 = 2,300万円【運営費】費用の2分の1、限度額 = 規模に応ずる

【増築費】費用の2分の1、限度額 = 1,150万円【保育遊具等購入費】購入費用 - 10万円、限度額 = 40万円

2. 育児・介護費用助成金 労働者が育児・介護に係るサービスを利用した場合の費用の負担を軽減する措置を実施した事業主に対して、その措置の実施に要した額の一定割合を助成します。

限度額 = 規模に関わらず、労働者1人当たり30万円、かつ1事業所当たり360万円

【支給額】中小企業：3分の2、大企業：2分の1

育児・介護サービス制度を平成10年4月1日以降に新たに設け、最初の利用者が生じた場合、上記の金額に加え支給【支給額】中小企業：40万円、大企業：30万円

3. 育児休業代替要員確保等助成金 育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を育児休業終了後に原職等に復帰させた事業主に対して支給します。

原職等への復帰について、平成12年4月1日以降就業規則等に新たに規定した事業主

・最初に要件を満たした育児休業取得者が生じた場合

中小企業：50万円、大企業：40万円

・上記の育児休業取得者が生じた日の翌日以降3年間、2人目以降の育児休業者が生じた場合

中小企業：15万円/1人、大企業：10万円/1人（但し、1事業所年間20人まで）

原職等への復帰について、平成12年3月31日までに就業規則等に既に規定している事業主

平成12年4月1日以降育児休業者が生じた日の翌日以降3年間

中小企業：15万円/1人、大企業：10万円/1人（但し、1事業所年間20人まで）

4. 育児両立支援奨励金 小学校就業前の子を養育する労働者が利用できる勤務時間短縮等の制度を、新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が最初に利用した場合に、事業主に対して支給します。【支給額】中小企業：40万円、大企業：30万円

5. 看護休暇制度導入奨励金 小学校就学前の子を養育する労働者が、子の看護のために、年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度を新たに就業規則等に規定し、労働者が最初に利用した場合に、事業主に対して支給します。【支給額】中小企業：40万円、大企業：30万円

6. 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金 育児休業又は介護休業をした労働者がスムーズに職場に復帰できるよう、次のいずれか1つ以上の措置（職場復帰プログラム）を実施した事業主・事業主団体に支給します。

情報等の提供 在宅講習 職場環境適応講習 職場復帰直前講習 職場復帰直後講習

【支給額】中小企業：21万円/1人、大企業：16万円/1人

詳細についてのお問い合わせ、資料のご請求は下記まで。

財団法人 21世紀職業財団岐阜事務所

〒500 8842 岐阜市金町4 30 明治生命岐阜金町ビル7階

TEL・058-266-5033 FAX・058-266-5031